

西宮市個人住民税当初賦課業務 受託事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 本市が委託を予定する西宮市個人住民税当初賦課業務の受託事業者を選定するにあたり、当該業務の目的及び内容に最も適した受託事業者を選定するため、西宮市個人住民税当初賦課業務 受託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 受託事業者選定方法の決定
- (2) 受託事業者の審査
- (3) その他受託事業者の選定に関する事項

(委員会の組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、財務局税務部長をもってあてる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるときに随時開催するものとする。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、財務局税務部市民税課で行う。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、受託事業者の選定に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 12 日から実施する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

別表（第 3 条関係）

委員長	財務局税務部長
委員	財務局財務総括室長 財務局税務部税務管理課長 財務局税務部市民税課長